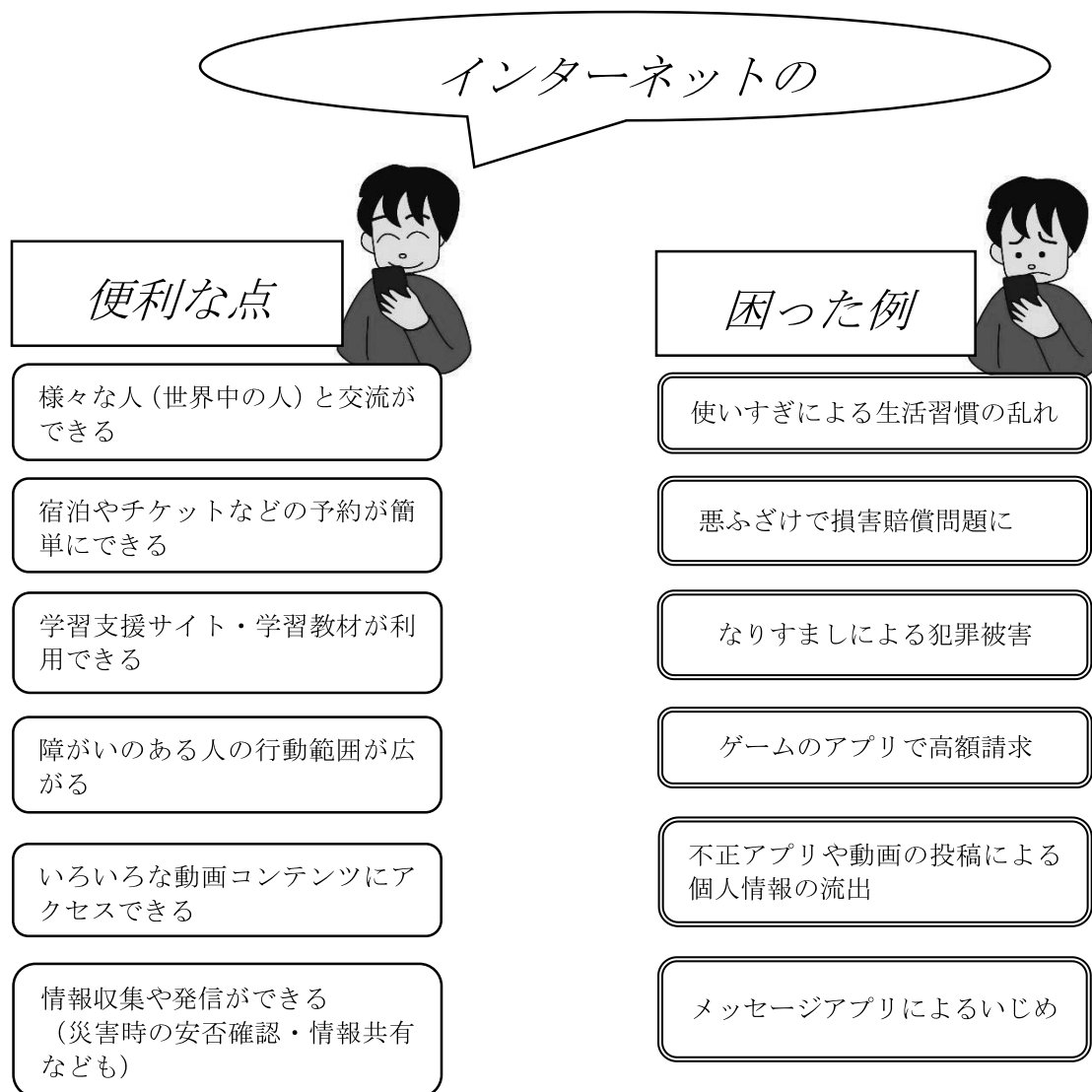


はじめに ～小・中・義務教育学校の先生方へ～

インターネットは、学びに、仕事に、生活に、今や私たちの日常生活の中になくしてはならない存在になっています。多くの子どもたちが低年齢時からネット社会に足を踏み入れており、ここでは子どもたち独自の世界が繰り広げられています。パソコンやスマートフォン、ゲーム機等を使って、調べ学習をしたり自分の趣味を広げたりできる等便利な反面、いじめや依存、個人情報の流出など様々なトラブルも起こっています。



ネットリテラシーやネットマナーが十分身につけていないまま利用する子どもたちが多く、仮想と現実の区別がつけられないまま悪いことに手を染めてしまったり、犯罪に巻き込まれてしまったりする例が後を絶ちません。子どもたちを危険から遠ざけるだけでなく、様々な場面に直面したときにどう行動すればよいのか、判断力をつけるための取組が求められています。今、学校として、地域として、家庭として何をすべきなのか共に考え行動する必要があるのではないのでしょうか。そのためには、まず現在の子どもたちのインターネットの利用状況を把握し、子どもたちが巻き込まれやすいトラブル事例とその対応を知っておくことが大切です。

子どもたちのインターネットの利用状況

高知市少年補導センターでは、平成28年6月に高知市立の小学6年生および義務教育学校6年生（以下小6）と、中学3年生および義務教育学校9年生（以下中3）を対象に、各校1クラスを抽出し、情報モラルのアンケートを実施しました。

○インターネットに接続できる機器の所有率

インターネットに接続できる機器を持っている児童生徒が、小6で93.0%、中3は92.8%と高い割合で所有していることが分かりました。

インターネットに接続できる機器の所有

小6	割合	中3	割合
持っていない	7.0%	持っていない	7.2%
持っている	93.0%	持っている	92.8%

○自分用の機器の所有率

小6はゲーム機が最も多く（機器所有者の79.0%）、携帯電話（同29.4%）、スマートフォン（同23.3%）、中3では、スマートフォン（同65.0%）、ゲーム機（同61.1%）、音楽プレーヤー（同32.5%）が上位となっていました。

自分用の機器の所有

小6	割合	中3	割合
パソコン	8.7%	パソコン	17.3%
タブレット	16.3%	タブレット	23.2%
携帯電話	29.4%	携帯電話	19.3%
スマートフォン	23.3%	スマートフォン	65.0%
ゲーム機	79.0%	ゲーム機	61.1%
音楽プレーヤー	15.4%	音楽プレーヤー	32.5%

○インターネットの用途別割合

インターネットの用途では、ゲームをする、動画を見る、調べものをする、が上位となっています。しかし、小6・中3ともに知らない人と交流する、写真・動画・メッセージを投稿する、を選んだ児童生徒が少なからずいました。

インターネットの用途

小6	割合	中3	割合
ゲームをする	81.5%	調べものをする	91.9%
動画を見る	73.7%	音楽を聴く	84.8%
調べものをする	71.1%	動画を見る	84.4%
音楽を聴く	52.3%	連絡をとる	76.3%
連絡をとる	50.6%	ゲームをする	75.5%
知らない人と交流する	16.2%	知らない人と交流する	2.2%

○インターネットで体験したこと内容別割合

インターネットで体験したことの中では、「ゲームなどに課金した」や、「架空請求にあった」など金銭に関するものが最も多くなっています。「悪口を書き込まれた」「友だち同士のグループから外された」など、いじめにつながる行為も見られます。

また、「知らない人から連絡がきた」と答えた割合も高く、中3の中には、知らない人と実際に会った生徒までいました。

このことから、インターネット上での交流に対する危機意識を高め、トラブルが表面化しにくいSNSの使い方についてしっかり指導しておく必要があることが分かります。

インターネットで体験したこと

小6	割合	中3	割合
悪口を書き込まれた	3.0%	悪口を書き込まれた	3.9%
グループから外された	1.6%	グループから外された	2.5%
個人情報を載せられた	0.6%	個人情報を載せられた	3.9%
架空請求にあった	2.2%	架空請求にあった	5.6%
ゲームなどに課金した	15.9%	ゲームなどに課金した	17.7%
知らない人から連絡がきた	8.5%	知らない人から連絡がきた	25.1%
		知らない人と実際に会った	2.5%

○よく使っているアプリやサイト

児童生徒がよく使っているアプリやサイトでは、ユーチューブが多く、動画を見るだけでなく、投稿している児童生徒も見られます。個人情報を載せられた児童生徒もあり、プライバシーについては、自分・他人を問わず、その保護を徹底していく必要があります。

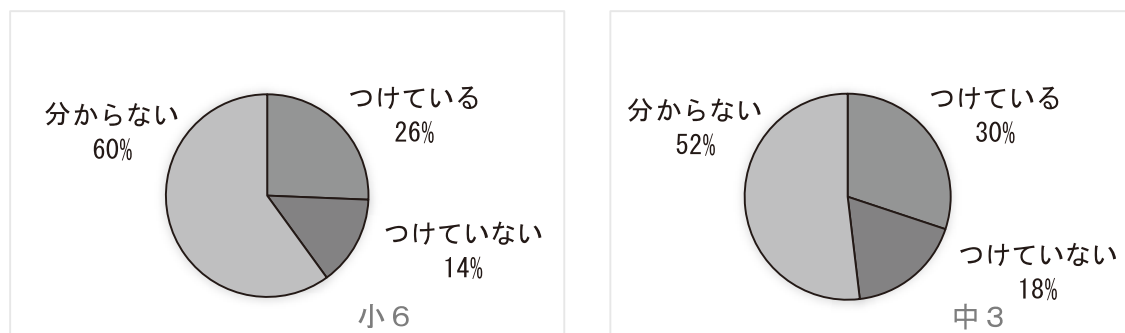
高知県教育委員会のネットパトロールでも、ツイッターへの不適切な投稿が数多く報告されています。個人情報を載せることの危険性を学ぶ必要があります。

よく使っているアプリやサイト

小6	割合	中3	割合
YouTube(ユーチューブ)	59.8%	YouTube(ユーチューブ)	65.4%
LINE(ライン)	25.2%	LINE(ライン)	64.0%
Twitter(ツイッター)	2.5%	Twitter(ツイッター)	26.3%

○フィルタリング

インターネットに接続できる機器を持っている児童生徒のうち、「フィルタリングをつけている」と答えたのは、小学校で26%、中学校で30%でした。しかし、自分の機器にフィルタリングを設定しているかどうか分からない児童生徒もおり、家庭で、インターネットの利用について話し合いや指導がなされるよう啓発を積極的に行う必要性を感じます。



また、携帯電話やスマートフォンの所有率は、小6で50%、中3で80%を超えていますが、フィルタリングの設定率を見てみるとそれぞれ30%程度と非常に低いことも分かりました。

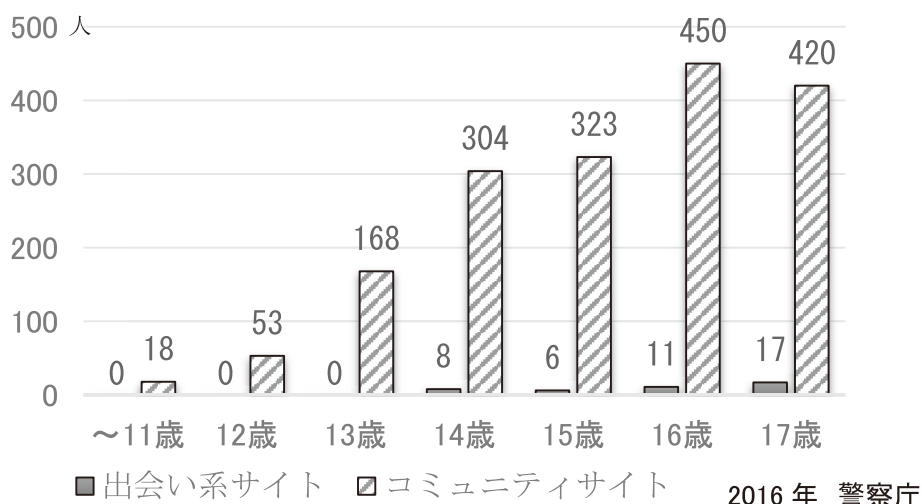
○コミュニティサイトにおける児童被害者数と年齢別被害者数

警察庁の発表によると、コミュニティサイト（SNS）における児童被害者数は年々増加しており、また、年齢別で見ても小学校高学年以降被害者が急増しています。被害にあった児童の多くはフィルタリングをしていませんでした。しかし、例えフィルタリングをしていても、SNSでは被害にあうことがあり、インターネットの正しい使い方やモラルを身につけていくことが大切です。

コミュニティサイトにおける児童生徒被害者数（警察庁調べ）

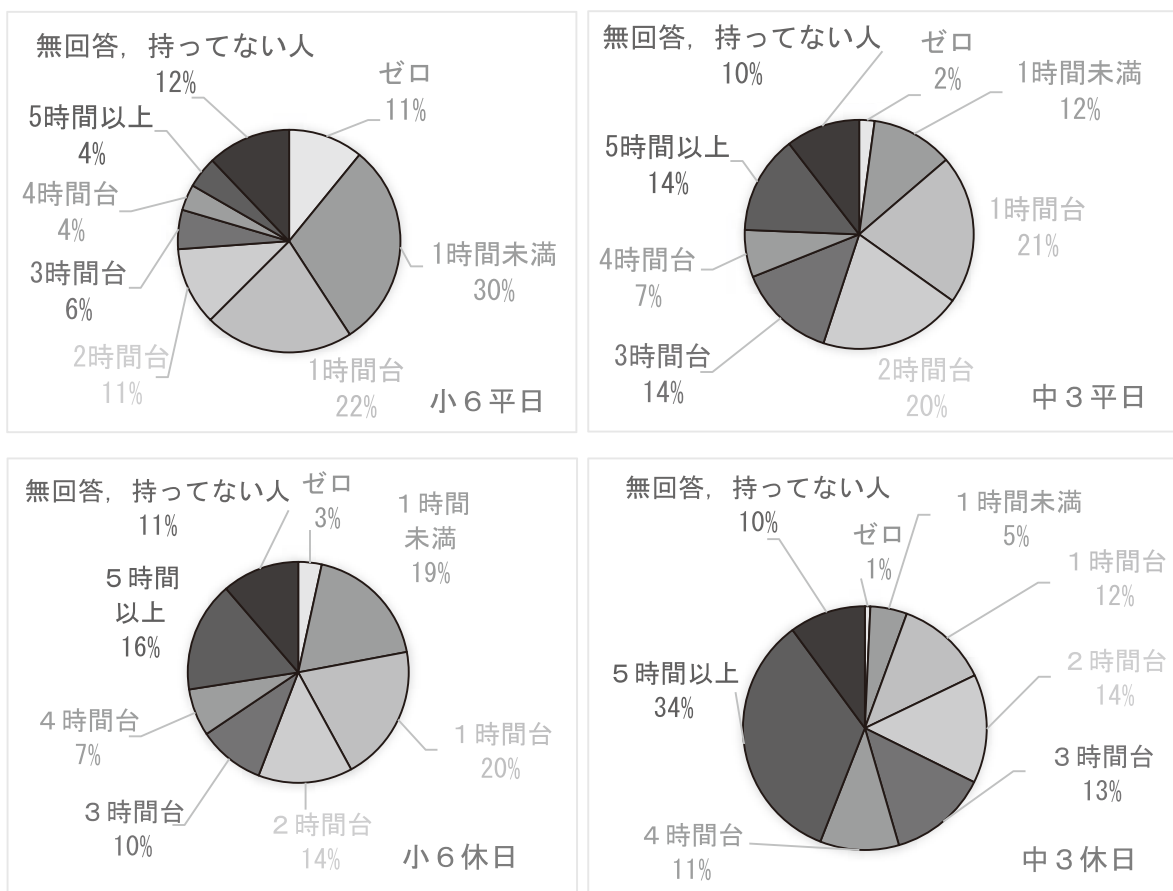
2014年 1421人 → 2015年 1652人 → 2016年 1736人

コミュニティサイトにおける児童生徒被害者数（年齢別）



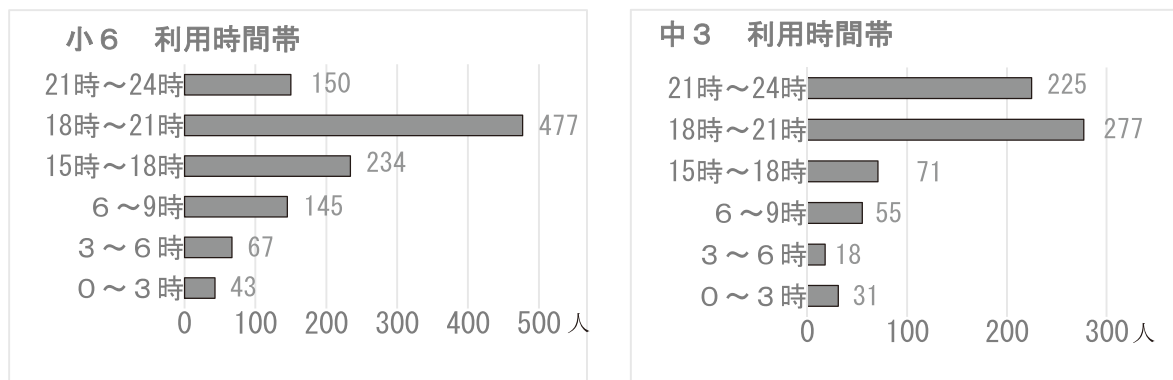
○インターネットの利用時間

平日の利用時間は1時間～2時間までの児童生徒が多いことがうかがえます。しかし、なかには5時間以上利用している児童生徒もいます。休日になると利用時間はもっと増え、3割以上の中3が5時間以上インターネットを使用しており長時間利用の実態がうかがえます。



○インターネットの利用時間帯

利用時間帯は、小6・中3ともに18時～21時が多くなっています。しかし、なかには深夜・早朝に利用している児童生徒が少なからずいることも分かります。



○家庭のルール

家庭でのルールについて聞いてみると、小6では約半数の児童が決めていると答えたのに対し、中3では約半数の生徒が決めていないと答えています。中学生になると、家庭での指導が徹底されていない現状をうかがうことができます。

「ルールを決めている」と答えた児童生徒でも、その内容は使用時間についてだけや、不審なメールやサイトを見ないということだけであるなど、単発の内容がほとんどであり、十分といえる状況にはありません。

家庭のルール

小6	割合	中3	割合
決めている	45.9%	決めている	23.2%
決めていない	32.5%	決めていない	49.4%
分からない	19.1%	分からない	25.9%

国は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、平成21年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行しました。ここでいう「青少年が安全に安心してインターネットを利用できること」というのは、青少年自らが主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（インターネットを適切に活用する能力）を習得することをいいます。

第6条には、保護者の責務として「その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、フィルタリングソフトの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、その青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする」と明記されており、学校としても、子どもたちだけではなく保護者と協力して児童生徒の情報モラル教育を推進していく必要があります。

高知県青少年保護育成条例第23条にも、保護者の責務として、下記の内容が追加されました。

- ① 監督する青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得するように努める。
- ② 監督する青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じて、以下の3つの方法に取り組むよう努める。

○利用時間及び利用場所を制限し、保護者が利用状況を把握する

○利用を、保護者が同意した機能に限る

○「フィルタリングソフトウェア」の活用等により、有害情報を見せたり、聴かせたり、読ませたりしない

また、学校及び青少年の育成に携わる関係者の責務として、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるように努めなければならないと定められました。

こうした状況をふまえ、児童生徒がインターネットやアプリを安全に正しく使い、被害者だけではなく、加害者にさせないことを目的として、本資料冊子では、基礎知識や注意すべきトラブル事例とその予防・対処方法を分かりやすく解説しています。

また、先生方が授業で「情報モラル」を扱いやすいように、学習指導案やさまざまな場面を想定した授業展開、資料等も掲載しています。

子どもたちをインターネットのトラブルから守るため、ぜひ、お役立てください。

交通ルールと同じように、児童生徒が自分自身を守りながらインターネットを有効に使えるように、学校・地域・家庭が一体となって情報モラル教育に取り組んでいきましょう。

覚えてね。ネットのルール
「あみのめせかい」



高知市少年補導センター
情報モラル教育推進
キャラクター「情モくん」

①あわない

○ネット上だけで知り合った人とは、会わないようにしましょう。

②みない

○有害サイトや悪質なサイトは見ないようにしましょう。フィルタリングをしておきましょう！

③のせない

○写真や名前など、個人情報のはのせないようにしましょう。

④めいわくメール

○架空請求や、本物そっくりのサイトに見せかけて個人情報を盗み取るフィッシング詐欺、メールの転送を要求するチェーンメールなどがあります。不用意に開いたり、転送したりしないようにしましょう。

⑤セキュリテイ

○IDやパスワードは人に教えてはいけません。他の人のIDを使ってログインすることは違法です。

⑥かかない

○SNSや掲示板に、他人を傷つける内容を書き込んではいけません。大切なことは直接会って話しましょう。

⑦いじめない

○人をいじめることは絶対にしてはいけません。携帯やスマートフォンをいじめの道具として使うことはもっと卑怯なことです。